

① 区域 大阪府全域

② 期間 イエローステージ1の期間（11月12日～11月28日。ただし、感染拡大の状況に応じて判断）

③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）

●府民への呼びかけ

➤ 府民に対し、次の内容を要請。

- ・「静かに飲食」
- ・「マスクの徹底」

※『感染リスクが高まる「5つの場面」』（政府分科会による提言）では特に徹底すること（別紙）

- ・3密で唾液が飛び交う環境を避けること
- ・高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
- ・業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること

●経済界、大学等へのお願い

- ・職場や教室などでのマスクの着用、換気を徹底すること
- ・休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること
- ・従業員の年末年始における休暇の分散取得

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狹い空間での共同生活

- 狹い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寝室の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



●イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、
国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、
又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- **業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、別表のとおり**
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、
そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや
収容率要件・人数上限の見直しを行った場合には、国に準じて対応
- 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、
開催自粛を要請することも検討

| 時期 | 収容率 | | 人数上限 |
|---------------------|---|--|--|
| 9月19日から 当面11月末まで | <p><u>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</u></p> <p>クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会 等</p> <p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p> | <p><u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u></p> <p>ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブでのイベント</p> <p>50% (※) 以内 (席がない場合は十分な間隔)</p> | <p>①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%</p> <p>②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人</p> <p>(注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）</p> |

※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

| | 展示会、地域の行事等 | 全国的・広域的なお祭り・野外フェス等 |
|--------------|---|--|
| イベントの性質 | <ul style="list-style-type: none"> 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 参加者が自由に移動できる 名簿等で参加者の把握が可能 | <ul style="list-style-type: none"> 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 参加者が自由に移動できる 名簿等で参加者を把握困難 |
| 想定されるイベント（例） | <ul style="list-style-type: none"> 展示会（人数等を管理できるイベント） 地域の行事 | <ul style="list-style-type: none"> 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等 |
| 開催要件 | <ul style="list-style-type: none"> 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人ととの間隔（1m）を要することとする。 それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 当分の間、十分な人ととの間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。 |

●施設について（府有施設を含む）

▶ 施設（事業者）に対し、次の内容を要請。

1. 高齢者施設、医療機関等は、職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求めるこ
 2. 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること
-
3. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）すること
 4. 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をとること
 5. バー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等、夜の街関連施設の従業員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧めること
- ※ミナミの臨時検査場における検査の継続実施